事案の公示

道路運送法施行規則第55条の規定による事案の公示は次のとおりである。

事 業 種 別:一般乗用旅客自動車運送事業

事案の件名:一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)認可申請

公 示 番 号:近運自二公示第30号

【意見の聴取申請に関する事項】

事案番号	申請者氏名又は名称	事 案 0	の 概	要	適用営業区域	備考
1	福山 広隆	遠距離割引 5,000 円を超える金額について		3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
2	斉藤 誠也	遠距離割引 5,000 円を超える金額について		3 割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
3	田中 正	遠距離割引 5,000円を超える金額について		3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行うので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に当局自動車交通部旅客第二課まで、同施行規則第57条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。